

学校感染症による出席停止について

学校においては、感染症予防上必要があるときには、学校の臨時休業を行い、また、生徒が学校感染症に罹患したときには、次のとおり、出席停止の措置をとることになっています。

出席停止期間は、特別欠席の扱いとなりますので、医師より再登校の許可がおりましたら、別添の「出席停止について（学校感染症治癒証明書）」を担任へ提出してください。医療機関に備え付けてある「治癒通知書」でも可能です。

【学校において特に予防すべき感染症および出席停止の基準】

学校保健安全法 第19条

種類	病 名	出 席 停 止 の 期 間
第一種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N-であるものに限る）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症，指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N-）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなると認めるまで
	髄膜炎菌髄膜炎	感染のおそれなくなると認めるまで
第三種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症（例：感染性胃腸炎）	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで

※ ただし、病状により、医師がその感染症の予防上、支障がないと認めた時は、この限りではありません。

【学校保健安全法一部改正平成24年4月1日施行】

平成 年 月 日

保護者の方へ

広島県立広島商業高等学校長

出席停止について（通知）

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとることができます。

出席停止の期間は、医師の指示に従って十分に静養するとともに、感染予防のため友人との接触を避けてください。

また、他の生徒への感染の恐れがなくなり、登校できるようになりましたら、医師の治癒証明書を担任へ提出してください。

ただし、医師に記入していただくことが難しい場合は、病名や登校停止期間を医師に確認したうえで、保護者の方が記入・押印して提出されてもかまいませんので、お願いします。

..... 切り取り線

学校感染症治癒証明書

広島県立広島商業高等学校長 様

年 組 番 氏名

1 病 名

2 停止期間 月 日 ～ 月 日

上記の理由で加療していましたが、感染症の予防上、支障がないと認めます。

平成 年 月 日

医療機関名・医師名

(※医師による証明が難しい場合) 保護者名 印